

令和5年生駒市農業委員会12回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和5年12月7日(木)午後2時00分

会議開催場所 市役所 大会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番 山角 ひろ子 2番 奥野 通孝

3番 田中 良治 4番 稲葉 健三

5番 今井 正徳 6番 岩前 利典

7番 松尾 克巳 8番 岡田 啓秀

9番 有山 富士美

農地利用最適化推進委員

辻 英雄 影林 則昭

池田 典夫 池谷 初英

前田 隆男 棚田 秀治

谷野 諭

説明者 事務局 局長 植島 秀史 補佐 吉岡 浩

主幹 有山 清隆 主査 田所 智

農林課 農林係長 坂田 真哉

傍聴者 4名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地の造成工事に係る届出について
3. 特定農地貸付けの承認申請について
4. 農地利用集積計画に対する意見聴取について
5. 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正に係る意見について

報告事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認の報告について
2. 農地法第3条の3の規定による受理通知について

3. 使用貸借契約の解約通知について
4. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
5. 農地の転用事実に関する照会について
6. 農地転用工事完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正に係る意見について
- 農業委員会手帳〔農業委員、推進委員〕
- 農政なら
- 令和6年度生駒市農業委員会予定表

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 4名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と2番 奥野委員、3番 田中委員に
お願いしたい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、光明中学校の北約150mに位置する南田原町内の農地
1筆

申請理由について

本申請について、譲渡人は、親から農地を共有で相続したものの、高齢であり維持管理は近隣の方にお手伝いいただき耕作されてこられた。

一方譲受人も多くの農地を所有しており、本農地から北東に広がる農地を所有しておられ、
一体利用できるためこの話が出てきた模様で、この農地では引き続き水稻を栽培される予定
である。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有されており、また、農地取得の下限面積要件
については、4月以降撤廃となっている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で
現地調査を行っている。

No.2～6の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、奈良交通庄田バス停の北東約200mに位置する高山町地内の農地5筆

申請理由について

本申請について、譲渡人はご主人・父親から共有また単独で相続したものの、自身では耕作できず、近隣の方にお手伝いしてもらいながら耕作してこられた。

一方譲受人は、隣接する農地を昨年約3,700㎡取得され、その農地は本年10月に本人の娘と農地法3条の使用貸借契約を結んでおられるが、その他に寝屋川市・八幡市・京田辺市に5,400㎡の農地も所有されている。隣接農地と一体利用する予定で、この農地では引き続き水稻を作付される予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有されており、また、農地取得の下限面積要件については、4月以降撤廃となっている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.7の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、生駒南中学校の西約900m、たけまる号大門町集会所バス停の南東約150mに位置する大門町地内の農地1筆

申請理由について

譲渡人は多くの農地を所有しているものの、草刈り等の維持管理をするのが精一杯で、本農地についても、農地法3条の使用貸借の手続きを行い、今回の譲受人に耕作をお願いしていた状態だった。この後の報告案件で報告するが、今回、農地法3条使用貸借を解約し、新たに農地法3条にて所有権移転の手続きを行う事となった次第である。

一方譲受人は、多くの農地を所有また借りながら耕作されている。本農地に隣接する農地を所有されており、今まで通り隣接農地と一体利用する予定で、この農地では引き続き水稻を作付される予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有されており、また、農地取得の下限面積要件については、4月以降撤廃となっている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号(No.1)について地元推進委員へ補足説明を依頼
 - 委員 現地確認の前に譲受人から連絡があった。譲渡人は高齢で、譲受人は申請地から北に向かい農地を何筆か所有しており作付け等も同じようにできると聞いている。
 - 議長 議案第1号(No.2～6)について地元推進委員へ補足説明を依頼
 - 委員 本農地については以前より農地パトロールなどで確認しているが、綺麗に整備されている農地である。譲渡人の方も高齢でまた、もともとの所有者も亡くなられ相続された。譲受人は今年の9月にすでに今回の農地に隣接する農地5筆を購入しており、今回購入される農地と合わせて10筆、この農地一帯を全て耕作される。農機具等についても今後この農地の一部に農機具を置く計画もしていると聞いている。これから農地を綺麗に存続させてくれると思う。
 - 議長 議案第1号(No.7)について地元推進委員へ補足説明を依頼
 - 委員 譲受人は譲渡人から小作権を持ち、10年以上この農地を管理してきた。また、この農地の周りには譲受人の農地もある。今回は小作権の解除をし、農地として利用するもので特に問題はないかと思う。
 - 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
 - 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言
議案第2号「農地の造成工事に係る届出について」の説明を事務局に依頼
- 主幹 [議案読み上げ]

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土、切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等が不要だが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指導要綱に基づき、届出の提出が必要である。農業委員会は現地調査を行い、農地の効率的な利用が確保され、隣接地関係者の同意があることなど、協議・確認することとなっている。

農地造成届出については、審議により承認があると、申請者に受理書を発行することとなり、その後工事着手届、工事完了届を提出させることになっている。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4)で、人権文化センターの北約150mのところの位置する、小平尾町地内の農地1筆

申請理由について

当該地は西側に隣接する道路より一段低く、高低差を少しでもなくすことにより農地に入りをしやすく、また高齢の両親も農地での作業をしやすくするための盛土を行う申請となる。農地南側及び北側東側は傾斜をつけた盛土を行う事とする。面積794㎡に対し209.86㎡の盛土としており、盛土高は西側道路との高低差が1m程度あるなか、基本50cm程度の盛土高とし、なお完了後は果樹を作付けし利用する予定である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で

現地調査を行い、周辺農地への影響等についても問題はなく、今後も農地としての利用に支障がないものであると考える。

以上のことから、本申請については、特に問題等はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 現在は野菜等を少し作っていたが、隣接する竹藪の影響で日当たりが非常に悪いため、果樹を植えたいという事でそのための造成である。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議長 議案第2号「農地の造成工事に係る届出について」の承認を宣言
議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼
- 主幹 [議案読み上げ]

この件については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたものであり、生駒市では遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付を行っており、この手続きを行う場合、農業委員会の承認を求めているため、本申請が提出されたものである。なお、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく申請を行った場合、「農地法」上の手続きは不要となる。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、柘榴西交差点の北約600mのところの位置する鹿ノ台三丁目地内の農地1筆

申請理由について

使用貸人は、木津川市山城町にお住まいであり、距離的に耕作することが困難で、この農地は近隣の方にお手伝いしてもらい維持管理されておりましたが、今般、特定農地として貸し出すことになった次第である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第3号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 現在も綺麗に管理しており、今後も引き続き手を加えることなく継続して使用できると思う。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]

議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言

○議長 議案第4号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

No.1～3の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(6)で、北田原駐在所の北東約100mに位置する、北田原地内の農地3筆

申請理由について

使用貸人は、農地を持っているもの皆さん高齢であり維持管理で精一杯の状況だった。使用借人の意向を受け、本農地3筆を貸与することとなった。

また今回農地を借受ける個人は、本年3月に祖父から生前贈与により農地を1,526㎡取得しており、現在、様々な農家で野菜作りの修行、また祖父の他の農地で野菜等の作付けを行っている。なおこの農地では、ニンジンや玉ねぎ等露地野菜等を作付けする予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有されており、また、農地取得の下限面積要件については、4月以降撤廃となっている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第4号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 使用借人は農業大学を出て、農業経営をやりたいと聞いている。使用貸人はご高齢で作付けなどを10年の使用貸借でお願いしたいという事である。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 農機具の進入路など、他の農地に迷惑などかける事はないか。

○主幹 163号線があり、そこから法面を入っていき、ビニールハウスのところを回って入る予定である。みなさん控えて耕作されている状態なのでトラクター1台半くらいの平たい道があり、お互い譲り合って使い作付けされているので特に問題はないかと思う。

○委員 新規ということだが、農機具などはお持ちなのか。

○主幹 本年3月に祖父から生前贈与により農地を取得されており、ご家族で農機具などもお持ちである。先日現地へ行った際、トラクターも2～3台ガレージの中にあり、そのほかの大型の草刈り機等もあり、熱心にされていると思う。

○議長 この表の新規、更新、移転の新規というのは新規就農ということではないのか。

○主幹 新規の農地ということである。

○議長 この期間が過ぎればまた更新などする。今回は初めてということか。

○主幹 10年後にまた借りる場合は更新になる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第4号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答

議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正に係る意見についての説明を事務局及び農林課へ依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

○農林係長 基本構想とは、生駒市で育成する担い手の効率的かつ安定的な農業経営の指標や目指すべき農業構造の目標を明らかにするとともに、その目標の実現に向けて実施していく事項等を定めた総合的な構想となっている。

今回、4月1日に法律改正がされ、それに基づき県の方針が6月30日に変更された。その後、6か月以内に市町村の基本構想を改正する必要があることから、改正にあたり農業委員会のみなさまにご審議を依頼することとなった。

審議の依頼については、農業委員会のほか、農業協同組合、農業共済、北倭土地改良区にも同様に依頼している。主な改正点についてはお配りしている改正理由をご覧ください。また、改正する基本構想案をみなさまにお配りしているが、赤で示しているところが今回の改正内容となっている。改定内容については奈良県と協議を重ねているため問題等はないと思う。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 これやると国や県から補助金などでののか。

○農林係長 補助金とかそういったものではなく、担い手がどのような形で今後農業経営をしていかないといけないかを定めた構想になっている。

○委員 農業委員が調べてやってもなにもでないのか。

○農林係長 農業委員として報酬をもらわれているので補助金などはでない。

○委員 目標の3番目に主たる従事者一人当たり、年間労働時間概ね2,000時間、他産業従事者の所得に相当する概ね360万円を年間農業所得の目標とするとあるが、360万円という金額は何か基準になるものがあるのか。

○農林課長 奈良県が定めた基本方針というのがあり、県下一率で概ね2,000時間、年間所得360万円と位置付けられており、県の方針に従った。

○委員 今現在、この構想の変更だが最終的に計画を作りながら実施にうつしていくと思うのだが、だいたいの流れというか、スケジュールなどを教えていただきたい。

○農林係長 生駒市がどういった行動をとるのかは、農業ビジョンに書かれていることであって、今回の基本構想というのは生駒市で新しく農業を始めようとする人がどのような行動をとらないといけないか、どういう目標を立てないといけないかなどをかかれた構想になっているため、構想の中

自体には行政側として何をしないといけないかなど具体的には書かれていない構想になっている。

○委員 構想を変更されるということは、農業ビジョンも変更されるのか。

○農林係長 今回お配りしている資料にもあるが、大きく変わったのは「人・農地プラン」が「地域計画」に変わるにあたって、表現が変わったり、もともと新規就農者であれば2,000㎡の農地を取得しないと始められなかったが、下限面積要件の撤廃があったり、国の要綱がかわり、県の基本方針が変わり、市の構想が変わるということになる。この構想自体は新しく就農を始める、農業を始める方には影響がないような、法律の改定に基づく内容の変更である。

○委員 特に今回担い手の方の記述があるが、さきほどから3条転用など高齢化によって売却が多いので、担い手をどう確保していくのか農林課だけでなく農業委員会としても考えないといけないと思う。そのことについても今後具体的な形で考えていく予定なのか。

○農林係長 この基本構想の一つ上に農業ビジョンがあり、今後5年どのような形で担い手を打ち出していくのかなど、懇話会等で協議させていただけたらと思う。

○局長 今後の農地の担い手の話については従来から申し上げていた通り、今年度と来年度で地域計画を全国の市町村で作ることになる。その中で全国の農地を守るにはどうするのかと考えるといけない。今ご審議いただいている基本構想については、農業を経営される中で安定的な経営をしていただくのが目的の法律に基づいて、就農者の認定を取るためのベースになるための構想である。農業委員会、その他農業関係者にも意見を聞いたうえで、市町村長が決定していくという告示するという流れである。

○議長 異議の確認

○議長 なかなか今見させてもらう中でいいのかわるいのかを判定するのは難しいと思う。

○局長 今回の改正では国がベースでひな形のようなものを作っており、国の改正に基づき都道府県がその改正をする。それをうけて市町村が改正をする形になっているため、改正内容としては担い手の部分など追加になっている。文言の修正などあるが、ほとんど全国共通で修正している内容となっているため、特に問題はないかと思う。

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正に係る意見について承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答する。

報告第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可承認の報告について」

報告第2号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第3号 「使用貸借契約の解約通知について」

報告第4号 「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第5号 「農地の転用事実に関する照会について」

報告第6号 「農地転用工事完了の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認の報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この申請は、本委員会での審議を経て許可をするのが本来の流れであるが、この案件については、競売により所有権移転をされる場合である。

No.1～2及びNo.5～10については9月13日に、No.3～4については10月12日の当委員会において、買受適格の審議を行っており、3条申請の要件を満たしているかの実質的な審議は既に終わっている。また、同日の委員会において、その後の3条申請の手続において委員会での審査を省略し、会長の専決で許可する旨の了承を得ているので、会長の専決により許可したものを報告しているものである。

また、本件は競売物件であり、売却決定を受けたが、農地法第3条の許可書が必要であることから申請が出てきた。最高価買受申出人となった譲受人からのみ3条申請があり、譲受人に対してのみ許可書を発行した次第である。

申請地の位置は、No.1～2は地図番号(7-1)で、近鉄生駒線萩の台駅から西へ約170m進んだ先に位置する農地である。次にNo.3～4は地図番号(7-2)で、小平尾保育園の北約50mのところの位置する農地である。次にNo.5～10は地図番号(7-3)で、小平尾保育園の南約200mのところの位置する農地である。

報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～4は相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第3号「使用貸借契約の解約通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解除されたという通知を受け、通知したことを報告しているものである。

先の議案第1号でご審議いただいた農地で、当事者間で売買するために使用貸借契約が解除されたものである。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1～2は平成24年6月7日に農地法第5条許可を受けた農地である。No.3は50年以上前から建築基準法上の位置指定道路として利用されており、今般申請されたものである。No.4～6は令和5年4月19日に受理通知が発行されたものである。No.7～8は数十年前から山林化されたもので、今般申請されたものである。

報告第6号「農地転用工事完了の報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、許可後、転用工事が完了したことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主幹 北地区で行う「地域計画」策定に向けた説明会の説明

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 「法人の農地の利用状況調査の報告について」を担当農業委員に依頼

1地区 いこま福祉会・未来農業研究所(岩前委員)

2地区 未来農業研究所(松尾委員)

4地区 あいのあぶら農園・交野おりひめ未来研究所(田中委員)

すべての法人についての農地利用状況について説明、特に問題なく利用できている。

○議長 奈良県都市農業委員会連絡協議会視察研修及び全国農業委員会会長代表者集会の報告

○議長 「その他」について事務局に依頼

○主幹 第41回生駒市農業祭農産物品評会表彰式及び講演会について説明

日時:令和5年12月8日(金) 午後1時30分～

場所:生駒市役所4階大会議室

○主幹 第28回 北和の農を考えるつどいについて説明

日時:令和6年1月30日(火) 午後14時00分～

場所:なら歴史芸術文化村(天理市)

○主査 農政ならについて説明

奈良県農業会議より発行されたものである。ご一読いただきたい。

○主査 令和6年度生駒市農業委員会予定表の説明

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 提案なのだが、地域計画を策定する時期が来ており、農地取得の下限面積要件も撤廃され、

農業がやりやすくなってきているとは思いますが、農業機械がとても高くなっている。農業をやめた方が自分の農小屋に農機具を持っており、そのまま年数が経ち朽ち果ててしまうことが多々あると思う。できるかどうかはわからないが、農業委員会、事務局、農林課等で新しく農業を始める方や農機具を買い替えたい方に使っていない農機具があると提案する窓口を作ることなどはできないのか。集めてきて管理するのは大変だと思うので農機具があるかアンケートをとってそれを集約して提案して仲介してあげたらいいと思う。農機具が高く、買いなおすのが難しく農業をやめるという話もあるので、なんとかできたらと思う。

○局長 ネットなどで中古の農機具を買ったり、農機具店や農協で中古の機械を買っている人もいるが、もし需要があるなら考えてみるのもいいと思う。情報を仕入れながら検討していきたい。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 令和6年1月15日(月)午後3時 401・402会議室

現地調査 令和6年1月10日(水)

1月9日(火)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時35分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和5年生駒市農業委員会第12回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 2番

農業委員 3番
